

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松本和也

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	備 考
春日部久喜線	久喜市本町四丁目六一番二地先から同市本町四丁目四〇三番一地先まで	令和七年十二月二二三日	令和七年十二月二二三日付け埼玉県戸県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一一七・一二六メートル